

令和4年4月和水町議会第1回臨時会会議録

令和4年4月22日和水町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 令和4年4月22日午後1時00分招集
2. 令和4年4月22日午後1時00分開会
3. 令和4年4月22日午後5時27分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	8番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	鴨川奈々
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	中嶋光浩
総合支所長兼住民課長	石原康司	建設課長	中嶋啓晴
税務住民課長	松尾 修	まちづくり推進課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	樋口幸広
商工観光課長	中原寿郎	学校教育課長	下津隆晴
社会教育課長	池上圭造	農林振興課長	上原克彦
特養施設長	前淵康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	大山和説		

12. 議事日程

日程第1	仮議席の指定
日程第2	議長の選挙
追加日程第1	会議録署名議員の指名
追加日程第2	会期の決定
追加日程第3	副議長の選挙

追加日程第 4		議席の指定
追加日程第 5		常任委員の選任
追加日程第 6		議会運営委員の選任
追加日程第 7		政治倫理調査会委員の選任
追加日程第 8	発議第 2 号	広報調査特別委員会の設置に関する決議
追加日程第 9		有明広域行政事務組合議会議員 2 人の選挙
追加日程第 1 0		選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
追加日程第 1 1		熊本県後期高齢者医療広域連合議員選挙
追加日程第 1 2		所信表明
追加日程第 1 3	承認第 2 号	専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
追加日程第 1 4	承認第 3 号	専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）
追加日程第 1 5	議案第 3 2 号	和水町議会委員会条例及び和水町附属機関設置条例の一部改正について
追加日程第 1 6	議案第 3 3 号	工事請負契約の締結について
追加日程第 1 7	同意第 3 号	和水町監査委員の選任について
追加日程第 1 8	同意第 4 号	和水町教育委員会委員の任命について
追加日程第 1 9	同意第 5 号	和水町固定資産評価員の選任について
追加日程第 2 0		閉会中の継続調査について

開会 午後 1 時00分

○議会事務局長（有働和明君） 御起立願います。こんにちは。

（こんにちは。）

お座りください。

議会事務局長の有働でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

したがいまして、出席議員の中では秋丸要一議員が年長議員でございますので、御紹介いたします。

秋丸議員、議長席へお願いします。

○臨時議長（秋丸要一君） 皆さん、こんにちは。

ただいま紹介されました秋丸要一です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

議長の選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力によりまして、無事任務を

果たしてまいりたいと思っておりますので、何とぞ、格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから、令和4年第1回和水町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（秋丸要一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（秋丸要一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番亀崎清貴君及び2番千々岩 繁君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（秋丸要一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（有働和明君） 1番亀崎清貴議員、2番千々岩 繁議員、3番木原泰代議員、4番荒木宏太議員、5番白木 淳議員、6番齊木幸男議員、7番坂本敏彦議員、8番竹下周三議員、9番高木洋一郎議員、11番蒲池恭一議員、12番笹淵賢吾議員、10番秋丸要一議員。

○臨時議長（秋丸要一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（秋丸要一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。亀崎清貴君、千々岩 繁君、開票の立会いをお願いします。

ただいまより、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、高木洋一郎君7票、齊木幸男君4票、笹淵賢吾君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、高木洋一郎君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま議長に当選されました、高木洋一郎君がおられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長当選の承諾と就任の挨拶を求めます。

高木洋一郎議員は登壇してください。

○議長（高木洋一郎君） 皆様、こんにちは。

（こんにちは。）

高木洋一郎でございます。許可を頂きましたので、御挨拶を申し上げます。

ただいま、多くの議員の皆様方の御推挙を受け、名誉ある和 water 町議会第6代議長として、拝命をいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

大変光栄に存じ上げますとともに、その責任の重さを、今、ひしひしと感じているところです。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生から2年が過ぎました。しかし、いまだにその収束の気配はありません。さらには、ロシアがウクライナに対して侵略を仕掛けました。既に2か月になろうとしておりますが、この戦争の終結も見通せない状況です。コロナ禍、戦争、そして日本国においても少子高齢化等、様々な課題があり、私たちの生活や経済活動に大きな影響を与えています。

このような状況の中、石原町長が誕生されました。町民の期待に込めていただけるものと信じます。おめでとうございます。

石原町長は、「人が元気、町が元気、新しい和 water をつくる」をスローガンに、7つの政策を提示されました。この後、その政策実現のための様々な施策や事業を提案されるものと思います。

そして、新しくスタートするこの議会は、町民の皆様方の負託に応え、議論を重ねた上で、本町の最高議決機関として、その重要な役割を果たしていかなければなりません。と同時に、和 water 町に住んでよかった、住み続けたい町になるよう、町執行部との協力体制も構築する必要があるかと思えます。

私は議長として、議会秩序の維持と円滑な議会運営に努め、皆様とともに、和 water 町発展のために、精いっぱい努力していく所存であります。どうか、議員各位におかれましては、和 water 町発展に寄与できるような議会づくりに、御指導、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

これで、私の挨拶といたします。御清聴誠にありがとうございました。

○臨時議長（秋丸要一君） 議長就任の挨拶が終わりました。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

高木洋一郎議長、議長席にお着き願います。

○議長（高木洋一郎君） それでは、これより私が議長の職務を執らせていただきます。皆様の

御協力をお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時19分

再開 午後 1 時35分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付しております追加日程表のとおり、これを日程に追加し、議題にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 1、会議録署名議員の指名から、追加日程第19の和水町固定資産評価員の選任についてまでの19件を追加することに決定いたしました。

追加日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1 番亀崎清貴君、2 番千々岩 繁君、この 2 名を指名します。

追加日程第 2 会期の決定について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間と決定しました。

追加日程第 3 副議長の選挙について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第 3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいま、出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番木原泰代君及び 4 番荒木宏太君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

先ほどの議長選挙に準じて、1番議員から順次投票を願います。

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木原泰代君、荒木宏太君の開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、蒲池恭一君7票、齊木幸男君5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、蒲池恭一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま副議長に当選されました蒲池恭一君がおられますので、会議規則第33条第2項の規定に従って、当選の告知をします。

蒲池恭一君、副議長当選の承諾と御挨拶をお願いします。

○副議長(蒲池恭一君) 皆さん、改めましてこんにちは。11番議員の蒲池でございます。

副議長就任に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま、皆様方の御推挙を頂きまして、不肖、私、蒲池恭一が、和水町議会副議長の要職に就かせていただくことになりました。誠に身に余る光栄と同時に、その責任の重さに、身の引き締まる思いをいたしているところであります。これもひとえに、議員各位の御支援によるものでありまして、心から感謝申し上げます。

先ほど、高木議長が誕生いたしました。前議長として、高木議長の補佐役として、しっかりと支えていく所存でありますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、和水町にとって大きな課題は、人口減少、超高齢化に直面していること、そしてその高齢者の方々が、病院に行くにも、買物に行くにも困っている方々がたくさんおられることを、

我々が認識をし、与党、野党でなく、議会として一致団結して頑張ろうではありませんか。

また、先般、石原町政が誕生しております。御当選、誠におめでとうございます。

重要な町政課題への対応は、待ったなしの状況であります。これらの課題に正面から向き合うためには、オール和事で実効性ある施策に取り組んでいくことこそが必要でありますので、町議会といたしましても、町民の皆様方の声を十二分に反映しながら、このすばらしい和事町を、どのような形で次の世代へバトンタッチすることができるのかが大事だと考えております。

町との協力体制の下、二元代表制の一翼を担う議決機関として、しっかりとその役割を果たしていかなければならないと考えております。

このたび、新たなメンバーでスタートする町議会が、町民の負託に応え、活発な議会活動を通じて、その使命を達成できるよう、旧菊水町、旧三加和町、そして和事町が誕生して17年目の中、長年にわたって築き上げられた議会の伝統を受け継ぎ、議会秩序の維持と公平公正で円滑な議会運営に努め、町政の発展のため、微力ではございますが、精いっぱい努力していく所存であります。

どうか、議員各位の御指導と御協力、さらには町民の皆様方の御理解、御支援を心からお願い申し上げます。

最後になりますが、石原町長をはじめ執行部の皆様、そして職員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 2 時 0 分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 4 議席の指定について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第 4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 1 分

再開 午後 2 時 1 分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5 常任委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました各常任委員の方々は、休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時2分

再開 午後3時0分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、報告いたします。

総務文教常任委員長、荒木宏太君、副委員長、笹渕賢吾君。

厚生建設経済常任委員長、竹下周三君、副委員長、木原泰代君。

以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、御報告いたします。

委員長に坂本敏彦君、副委員長に竹下周三君。

以上のとおり決定いたしました。よろしくお願いたします。

追加日程第7 政治倫理調査会委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第7、政治倫理調査会委員の選任を行います。

お諮りします。

政治倫理調査会委員の選任については、政治倫理に関する条例第11条第2項の規定によって、議長が会議に諮って選任することとなっております。

お手元にお配りしましたとおり選任したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、政治倫理調査会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副会長が決定していますので、報告させていただきます。

政治倫理調査会における正副会長の互選の結果について、報告します。

会長に笹渕賢吾君、副会長に荒木宏太君。

以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

追加日程第8 発議第2号 広報調査特別委員会設置に関する決議について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第8、発議第2号「広報調査特別委員会設置に関する決議」を議題とします。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

4番 荒木宏太君

○4番（荒木宏太君） 皆様、こんにちは。4番議員の荒木でございます。

それでは提案理由、発議第2号「広報調査特別委員会設置に関する決議」についての提案理由を述べます。

本町自治における議会の果たす役割と責務は重大であり、その活動状況においては、一層の情報公開を図り、町民の理解と関心を高めることが重要です。そのため、議会の審議、活動状況の周知において、重要な手段である議会広報の発行及び編集、その他広報に関する事項について、調査研究を行うため、広報調査特別委員会を設置するものです。

以上が提案する理由です。

○議長（高木洋一郎君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号「広報調査特別委員会設置に関する決議」については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました「広報調査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、広報調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長が決定していますので、報告します。

広報調査特別委員会委員における正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長に荒木宏太君、副委員長に木原泰代君。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

追加日程第9 有明広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長(高木洋一郎君) 追加日程第9、有明広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

有明広域行政事務組合議会議員の指名を行います。

有明広域行政事務組合議会議員に坂本敏彦君、亀崎清貴君。

以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方々を有明広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました坂本敏彦君、亀崎清貴君、以上の方々が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、有明広域行政事務組合議会議員に当選されました、坂本敏彦君、亀崎清貴君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

当選の承諾と就任の挨拶を求めます。

坂本敏彦君。

7番 坂本敏彦君

○7番(坂本敏彦君) 改めまして、皆様、こんにちは。

ただいま、有明広域行政事務組合議員として拝命を受けました、坂本敏彦でございます。

有明広域行政事務組合というところで、やはり皆様方の生活に関係する重大な場所かと考えております。消防関係、またごみですね、廃棄物関係、生活に関係するところだと思いますので、亀崎議員とともに、皆様の生活がしやすいように進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(高木洋一郎君) 亀崎清貴君。

1番 亀崎清貴君

○1番(亀崎清貴君) 改めまして、こんにちは。

ただいま、有明広域行政事務組合議員として拝命をさせていただきました、亀崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は16年間、有明広域行政事務組合で行政の一端を担う職員として、勤めさせていただきました。そして、このたびの町議選におきまして、和水町町議会議員を拝命させていただきました。これからは、この和水町の議会議員の代表として、有明広域行政事務組合の議員として、この和水町が少しでも、2市4町のために発展していけるよう、構成する2市4町の方々とともに、そして皆様のお知恵を拝借しながら、前に進めていければなというふうに思います。今後とも御支援、御協力のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

追加日程第10 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(高木洋一郎君) 追加日程第10、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

初めに、選挙管理委員の指名を行います。

選挙管理委員に船津龍哉君、牛島一敏君、西川圭一君、中嶋孝教君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました船津龍哉君、牛島一敏君、西川圭一君、中嶋孝教君、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に、1番木下龍二君、2番松尾幹也君、3番吉田広志君、4番池田誠也君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました、1番木下龍二君、2番松尾幹也君、3番吉田広志君、4番池田誠也君、以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の指名を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、石原佳幸町長を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました石原佳幸町長が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

石原佳幸町長が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選の承諾と就任の挨拶を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長(石原佳幸君) 皆様、こんにちは。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員を拝命いたしました石原佳幸です。

高齢者医療の充実、福祉の充実のために努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(高木洋一郎君) ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後3時17分

再開 午後4時45分

○議長(高木洋一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第12 所信表明

○議長(高木洋一郎君) 追加日程第12、所信表明。

ここで、去る3月27日に執行されました和水町長選挙において、当選を果たされました石原町長に、所信表明をお願いいたします。

町長 石原佳幸君

○町長(石原佳幸君) 皆さん、こんにちは。

本日は、令和4年第1回和水町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし

ては、大変お忙しい中、御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶と、所信の一端を申し上げます。

まず、さきの選挙により、ここに新しく12名の議会議員の皆様が誕生され、お揃いになられたこと、心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございます。

私も、さきの町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援と御支持をいただき、和水町長として町政運営を任せていただくことになりました。心から感謝を申し上げますとともに、御礼を申し上げます。

町民の皆様の御期待に応えていくため、町長として、和水町のさらなる発展のため、全力を注いでまいる所存でございます。

町は、人口減少や少子高齢化などの様々な課題を抱えていますが、これらの課題を解消に導くため、合併して17年目、諸先輩方が築き上げてこられたこの和水町を、もっと元気で活力のある町にする、まちづくり7つの政策を掲げています。町民の皆様と一丸となって、一つ一つ実現していき、子供からお年寄りまで、みんなが元気で笑顔があふれ、この町に住みたい、住み続けたい、そうなるまちづくりを進めてまいります。

本日の所信表明に当たり、改めてこの7つの政策の骨格をお伝えし、皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

第1に、しっかりと新型コロナ対策であります。

コロナ禍の状況が続く中、感染防止対策を徹底するとともに、町民の皆様や事業者をしっかりと支える取組を実施します。

第2に、子育て支援、教育環境の充実であります。

子育て世代を支えるとともに、未来を担う子供たちが、この町で夢を持ち、夢の実現に向けて力をつけられる環境をつくるため、給食費の無償化や3世代が集える公園の整備、産み育てやすい環境づくり、教育環境の整備に取り組みます。

第3に、活気とにぎわいを生むまちづくりであります。

定住人口の増加に向け、住む場所を確保し、生活の利便性を向上し、町全体の活気を生み出す取組を実施します。宅地造成や若者定住促進住宅の整備、証明書コンビニ交付、町税等のコンビニ納付、農作物等の地域ブランドの確立に取り組み、ふるさと納税の増加につなげます。

第4に、高齢者の方々が安心して暮らせる環境づくりであります。

高齢化を迎える中、誰もが長く、健康で、充実した生活を送っていただくため、安心して暮らせる環境をつくるため、乗合いタクシーの使いやすさ向上、コミュニティバスの導入、グラウンドゴルフやペタンクなどの仲間づくりや健康づくりの1つとして行われている生涯スポーツの支援に取り組みます。

第5に、農林業や商工業の支援と活性化であります。

働く場所を確保するため、企業誘致を促進するとともに、町内産業の支援と活性化を図ります。企業誘致のための受入れ場所の検討や整備、有害鳥獣の対策強化、担い手の確保、後継ぎ支援の充実、農業先進機器の導入助成、ICTを活用した働く場所の整備に取り組みます。

第6に、災害に負けないまちづくりであります。

毎年のように豪雨災害が発生しており、地震などを含めた災害対策を強化し、町民の皆様の命と安全を守る体制を整えます。

道路や河川の危険箇所を点検し、自然災害や事故の予防的措置を徹底、災害時に対応する防災ネットワークの強化、消防団の機能強化や自主防災組織への支援を強化します。

第7に、町民に信頼される役場づくりであります。

町民の皆様の思いや願いが町政に届く仕組みづくり、小まめな情報発信を行い、信頼され、愛される役場づくりに取り組みます。女性や若者、高齢者などの多様な層が参加しやすい、テーマごとの座談会、地域担当制度の導入による区長との協力支援体制の強化、財源確保のためのふるさと納税事業の強化に取り組みます。

結びになりますが、私の基本姿勢は、対話によるまちづくりです。

町民の皆様の声に耳を傾け、議員の皆様と議論を重ね、職員の皆様とともに汗をかき、人が元気、町が元気、新しい和水町をつくりたいと考えています。議員の皆様にも、今後の町政運営につきましても、絶大なる御支援、御鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、所信表明いたします。大変お世話になります。

○議長（高木洋一郎君） 石原町長には、和水町の振興、発展のため、御尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議は延長します。

追加日程第13 承認第2号 専決処分の承認について

（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第13、承認第2号「専決処分の承認について」（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 失礼いたします。

承認第2号「専決処分の承認について」、御説明申し上げます。

「和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和4年4月22日提出、和水町長石原佳幸でございます。

専決処分の概要ですが、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、同日から施行する必要が生じたので、地方自治法の規定により、令和4年3月31日付で、専決処分を行ったものです。

主な内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

第2条の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、63万円から65万円へ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、19万円から20万円へ改正するものです。

第23条の改正につきましても、減額後の国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円へ、減額後の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円へ改正するものです。

以上で、承認第2号「専決処分の承認について」の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 笹淵賢吾君

○10番（笹淵賢吾君） 今、提案そして提案理由について、説明がありましたが、国のですね、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたということの理由で、今回、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、63万円から65万円、2万円のアップと、それから、後期高齢者支援金課税額、これも課税限度額が19万円から20万円と、1万円アップと。それから、第23条の改正ということで、減額後の国保税の基礎課税額に係る課税限度額、これも63万円から65万円、2万円のアップと。それから、後期高齢者支援金等の課税額も、これも課税限度額が19万円から20万円に1万円アップということで、ある意味、これは町民の負担増が増えるということにもつながってまいります。こういうことについては、私は反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

承認第2号「専決処分の承認について」（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立賛成多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

追加日程第14 承認第3号 専決処分の承認について

（和水町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第14、承認第3号「専決処分の承認について」（和水町税条

例等の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長(松尾 修君) 失礼いたします。

承認第3号「専決処分の承認について」、御説明申し上げます。

和水町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分をする必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

令和4年4月22日提出、和水町長石原佳幸でございます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、附則第1条第1項が令和4年4月1日、同条同項第1号が令和5年1月1日、第2号が令和6年1月1日、第3号が令和6年4月1日から施行されるため、条例の改正を行う必要があり、和水町税条例等の一部を改正する条例を令和4年3月31日付で、専決処分を行ったものです。

主な改正点を説明いたします。

固定資産税関係では、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に記載される事項が新たに追加されること等に伴い、登記所から市町村への登記情報に係る通知事項の拡大等が図られます。

これに伴い、固定資産課税台帳記載事項証明書等の交付等を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わり、新たに登記所から通知される事項を記載するよう改正するものです。

個人住民税関係では、現行、上場株式等に係る配当所得につき、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっていました。

今回の税制改正においては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を、所得税と住民税とで一致させることとされたため、改正するものです。

また、個人住民税における合計所得金額において、公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとされました。また、給与所得者の扶養親族申告書、及び給与支払い報告書、並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書、及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載して申告するようにもされたため、改正するものです。

最後に、宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置として、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除から、当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に10分の5を乗じて得た額の控除限度額最高9万7,500円で

減額するよう改正するものです。

以上で、承認第3号「専決処分の承認について」の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 笹渕賢吾君

○10番（笹渕賢吾君） この提案については、先ほど全員協議会の中でも説明がありましたし、今も述べられましたけれども、端的に言って、この提案された内容が、住民にとって負担増になるのか、そうでないのか、そこらあたり、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの笹渕議員の御質問にお答えいたします。

基本的に政府は、コロナ対策、コロナによって景気が低迷している分の回復、そして震災等の部分につきましての基本として、対応を打っております。こちらは、全国民に対して優遇される措置となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

承認第3号「専決処分の承認について」（和水町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

追加日程第15 議案第32号 和水町議会委員会条例及び和水町附属機関設置条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第15、議案第32号「和水町議会委員会条例及び和水町附属機関設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第32号「和水町議会委員会条例及び和水町附属機関設置条例の

一部改正について」

和水町議会委員会条例及び和水町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和4年4月22日提出、和水町長石原佳幸でございます。

提案理由です。

令和4年第1回定例会において、和水町課設置条例の一部改正について御承認を頂いており、今回それに伴い、関係条例を整理する必要があるため、条例を改正するものです。また、そのほかにも名称などが変更されている箇所について、併せて改正を行うものでございます。

それでは、具体的な改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。

第1条に係る和水町議会委員会条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条は、常任委員会の名称、委員定数及びその所管に関する規定です。

第2条第2号に規定する厚生建設経済常任委員会の所管の健康福祉課に関する事務を、福祉課に関する事務及び保健子ども課に関する事務に改正を行うものです。

次に、第2条に係る和水町附属機関設置条例の新旧対照表5ページを御覧ください。

別表中、地域福祉計画策定委員会の委員構成の欄の和水町健康福祉課長を、和水町福祉課長に改正を行うものです。

次に、7ページを御覧ください。

別表中、障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会の名称を、障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会に改正し、8ページの別表中、委員構成の欄の和水町健康福祉課職員を、和水町福祉課職員に改正を行うものです。

最後に、10ページを御覧ください。

別表中、自殺対策連絡協議会の委員報酬欄の委員長を会長に改正し、11ページの別表中、委員構成の欄の熊本県臨床心理士会を熊本県臨床心理士・公認心理士協会に改正を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第32号「和水町議会委員会条例及び和水町附属機関設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

追加日程第16 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第16、議案第33号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第33号「工事請負契約の締結について」

和水町役場本庁舎空調設備改修工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年4月22日提出、和水町長石原佳幸でございます。

- 1 工事名 和水町役場本庁舎空調設備改修工事
- 2 工事場所 和水町江田地内
- 3 契約金額 1億4,690万5,000円（税込み）
- 4 契約の相手方 熊本県荒尾市一部2157-4

中央設備工業株式会社 代表取締役社長 棚橋史雄

- 5 契約の方法 指名競争入札

提案理由です。

和水町役場本庁舎空調設備改修工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

役場本庁舎の空調設備は、平成6年12月から稼働しております。現在27年が経過しており、老朽化が著しく、設備を更新する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番 亀崎清貴君

○1番（亀崎清貴君） ただいまの御説明ありがとうございました。

ちょっと私からの提案といいますか、要望なんですけれども、こちら、もう仮契約までお済みということで、前年度からいろいろ審議されてですね、今回の臨時会のほうに上げられてこられたと思いますけれども、こちら、一般財源で今回やられるというふうなことでしたけれども、私もこれまで、業務のほうでですね、省エネと温暖化のほうの担当をしておりました。そういった中でですね、今回、空冷ヒートポンプを採用されるというふうなことでございましたので、そういったものについてはですね、経済産業省及び環境省等々でですね、補助金、そういったものがございまして、今後、こういった事業をですね、やられる際には、そういった建設事業のみならず、経済産業省とか、地球温暖化あたりにもですね、今、国も結構力を入れてきております。

今後、こちらはもう契約締結の承認のお願いでございますけれども、設置後もですね、このヒ

ートポンプを採用されることによって、廃熱が出てまいりますので、そういったものの廃熱を利用する、そういったものの補助もございますので、もし今後進めていけばですね、当然、この庁舎内の維持管理等々もかかってまいりますので、そういったものの採用に経済産業省、そういった環境省、そういったものをですね、所管の担当部局で見ていただきながらですね、次の事業につなげていただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 答弁要りますか。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 亀崎議員のそういった補助関係については、こちらのほうで、そういったのがあるということ把握をしております。早速ちょっと経済産業省のほうのですね、ホームページを見て、そういったものがあるかどうかを確認したいと思います。

また、契約の後でもですね、そういったのが適用ができれば、もちろん申請をしたいと思ひます。また、廃熱処理に関しましても、またこちらのほうで調べてみたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行ひます。

議案第33号「工事請負契約の締結について」について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第17 同意第3号 和水町監査委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第17、同意第3号「和水町監査委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 同意第3号「和水町監査委員の選任について」、御説明申し上げます。

和水町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

お住まいは、和水町岩191番地6、白木 淳氏でございます。

生年月日は昭和51年3月21日生まれで、現在、46歳でございます。

令和4年4月22日提出、和水町長石原佳幸。

提案理由でございます。

監査委員を選任するときは、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

若干の補足を申し上げます。

議員のうちから選任されます監査委員、白木 淳氏は、平成30年から1期4年の町議会議員として、議会活動を通じて、予算関係、町が行います事業等に対して精通されており、監査委員として適当であります。同氏を監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上で提案理由の説明といたしますが、何とぞ御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

本件については、地方自治法第117条の規定によって、白木議員の退場を求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

同意第3号「和水町監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

白木議員の入場をお願いします。

追加日程第18 同意第4号 和水町教育委員会委員の任命について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第18、同意第4号「和水町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 同意第4号「和水町教育委員会委員の任命について」、御説明申し上げます。

和水町教育委員会教育委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

お住まいは、和水町津田2214番地3、陶山三千也氏でございます。生年月日は昭和32年2月4

日生まれで、現在65歳でございます。

令和4年4月22日提出、和水町長石原佳幸。

提案理由でございます。

教育委員の任期満了により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

若干の補足を申し上げます。

教育委員の任期が令和4年5月8日をもって任期満了となりますことから、新たに陶山三千也氏を教育委員として選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

陶山氏の経歴につきましては、中京大学大学院体育学研究科を卒業されまして、現在は九州看護福祉大学において、社会福祉学等の講師として教壇に立っておられるほか、日本水泳連盟の競泳強化担当として活躍されておられます。

また、平成31年4月から、和水町教育委員として、和水の未来をつくる児童生徒の育成に努めていただいております。

よって、引き続き教育委員として御尽力していただきたく、議会の同意を求めるものです。

以上で、提案理由の説明といたしますが、何とぞ御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

同意第4号「和水町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

追加日程第19 同意第5号 和水町固定資産評価員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第19、同意第5号「和水町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 同意第5号「和水町固定資産評価員の選任について」、御説明申し上げます。

ます。

和水町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

令和4年4月22日提出、和水町長石原佳幸。

対象者のお住まいは、玉名市山田1836番地213、松尾 修氏。生年月日は、昭和40年10月7日生まれでございます。

提案理由でございますが、和水町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、提案理由の説明といたしますが、何とぞ御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

同意第5号「和水町固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。そのままお願いします。

休憩 午後5時25分

再開 午後5時25分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、各委員長より、継続調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第20とし、議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第20として議題にすることに決定しまし

た。

追加日程第20 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、各委員長より閉会中の継続調査申出が提出されました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年第1回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後5時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員